

新小山市民病院公式 YouTube チャンネル運用方針

(目的)

第1条 SNSとして広く普及しているYouTubeを利用し、新小山市民病院(以下、「当院」)の情報を映像媒体として発信するために、地方独立行政法人新小山市民病院ソーシャルメディア利用管理規程(令和6年規程第7号)第7条の規定に基づき、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

(適用の範囲)

第2条 この運用方針は、当院公式 YouTube チャンネル(以下、「本チャンネル」)を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第3条 本チャンネルのアカウントの管理は事務部総務課にて行う。

(アカウント名)

第4条 本チャンネルのアカウント名は、新小山市民病院 (@新小山市民病院-x3g) とする。

(投稿者)

第5条 投稿者は、事務部総務課及び人事課とする。

(投稿内容)

第6条 本チャンネルの投稿内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 病院のPR情報
- (2) 病院まつりや糖尿病教室等、市民向けイベントの案内
- (3) 医療職等職員の確保に係る採用情報
- (4) 病院職員の日常的な取り組みや、共済会等のイベントの様子
- (5) オンライン出前講座の動画
- (6) その他事務部長が適当と認めた情報

(投稿時間)

第7条 原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし緊急の場合は土日祝日においても行うものとする。

(意思決定)

第8条 投稿する際は、事務部長の決裁を得て行う。

(チャンネルのお気に入り登録、返信の制限)

第9条 チャンネルのお気に入り登録は、栃木県や小山市等当院に関する行政や、医療機関のアカウントのみとする。

2 投稿した動画にコメントがついた場合、原則返信は行わない。

(遵守事項)

第10条 この運用方針のほか、地方独立行政法人新小山市市民病院ソーシャルメディア運用管理規程を遵守するものとする。

附則

この運用方針は、令和7年1月10日から施行する。